

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

与那原町が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月以降の収入が減少し**「住民税非課税相当」**の収入となった世帯(家計急変世帯)

お住まいの市区町村から
確認書または申請書が届きます
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

基準日時点で住民登録のある市区町村
から確認書又は申請書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請期限：令和4年9月30（金）
申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください

【申請書配布先】お住まいの市区町村

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I-① 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる世帯にはお手続きに必要な**申請書を発送済みです。**
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに
与那原町役場 福祉課へ郵送、又は窓口までご提出ください。
- 申請期限 : **令和4年9月30日（金）**



I-② 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯 ※未支給の世帯のみ

(1) 世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、与那原町からお手続きに必要な**確認書を発送済みです。**
- 中身を確認して、**与那原町に返信してください。**

【確認事項】①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないこと
②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯でないこと

- 確認書提出期限 : **令和4年10月14日（金）**

※令和3年度非課税世帯等に対する給付金を既に受給している世帯は対象外です。



(2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合

- 対象となる世帯には、与那原町からお手続きに必要な**申請書を発送済みです。**
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に、
基準日（令和4年6月1日）時点でお住まいの市区町村に、ご提出ください。
- 申請期限 : **令和4年10月14日（金）**

※令和3年度非課税世帯等に対する給付金を既に受給している世帯は対象外です。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、申請時にお住まいの市区町村に、ご提出ください。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します。(適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。)

(一例)住民税非課税となる年間給与収入の目安(与那原町の場合)単身の場合:93万円以下、母・子(1人)の場合137.8万円以下

※2 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00~20:00 (土日祝、12/29~1/3を除く)

与那原町役場 福祉課
臨時特別給付金 窓口

098-894-4888

受付時間 (土日祝日を除く)

平日 8時半~12時、13時~17時まで